

アメリカの地方自治制度

愛知県立名古屋西高等学校
疋田 晴 敬

1. はじめに

1831年から1832年にかけて、一人の若いフランス人がアメリカ東部と北部、特に東部ニューイングランドをつぶさに観察した。彼は、当時ヨーロッパで危険視されていた「民主主義」がもはや止めることのできない大きな流れとなっていることを理解し、「民主主義」の本質をニューイングランドの共同体（原著ではコムニオン、英訳ではタウンシップ）の中に見出したのである。彼は、フランスに帰国後、自分の眼で見てきたことを本に著した。トクヴィル『アメリカの民主政治』である。

トクヴィルは言う「すべての人々は、あるいは自らの意志に反して、あるいは自覚なしに、神の手の中の盲目の道具として民主主義に向って協力しているのである。」⁽¹⁾「アメリカでは共同体[コムニオン]が郡以前に、郡は州以前に、州は連邦以前に、それぞれ組織されている。…共同体はあらゆる種類の司政官たちを任命し、自らに課税し、租税を自らに割当て、徴収する。ニュー・イングランドの共同体では、代表制の法律は認められていない。すべてのものの利益にかかわることがらは、アテネにおけると同様に公共の場所と市民の全体会議とで処理される。」⁽²⁾

私は、社会科教育の目標である民主主義とは何か、民主主義を理解し実現するにはどうすればよいのかという課題に近年取り組んできた。アメリカという国は、民主主義の発展において常に原動力となってきた国である。「アメリカの民主主義」というテーマは非常に魅力的なものではあるが、同時に大きすぎるものでもある。そこで、今回の「米国理解教育」プロジェクトにおいて、私はトクヴィルの響に倣いアメリカの民主主義の原点である地方自治について、調査することを課題としたのである。

2. 一般的地方自治制度

(1) 合衆国の成立と地方自治

1607年、ヴァージニアに恒久的な植民地が形成され、18世紀半ばまでに13の植民地が形成された。この13植民地は地理的に、ニューイングランド植民地（4植民地）中部植民地（4植民地）南部植民地（5植民地）に分けられる。また、統治形態からは、

「社会契約にもとづく植民地」（本国政府とは無関係に信仰の自由などを求めて移民により形成されたもので、後に特許状が与えられるか、他の植民地に併合されてしまった。）

「特許状にもとづく植民地」（国王の出す特許状にもとづいて社団あるいは個人が植民地を形成） 「王領植民地」（国王・本国政府の直轄植民地で、の植民地を王領化することにより成立）に分類され、独立前には、のタイプが5つ、のタイプが8つになっていた。王領植民地ではイギリス国王の代理人である総督が行政をおこない、議会は参議会（参議会員は総督が指名）と代議会（代議員は選挙で選出）から成り、王領植民地でもかなりの自治が認められていた。⁽³⁾ニューイングランド植民地では、移民たちがタウンと呼ばれる自治体を結成し、そこでは住民全員が参加してタウン全体に関わる問題を討議、決定し、自分たちでそれを実行していった。このタウン・ミーティングと呼ばれる住民の政治参加方式は、その後植民地に議会が形成されても内容を変えながらも維持されていっ